

国 技 電 第 1 6 号  
国 総 公 第 4 5 号  
国 水 環 第 4 2 号  
国 水 治 第 5 1 号  
国 水 防 第 1 1 1 号  
平成 2 4 年 7 月 1 1 日

各都道府県河川主管部長 あて  
関係指定都市河川主管部長 あて

国土交通省大臣官房

技術調査課長

総合政策局

公共事業企画調整課長

水管理・国土保全局河川環境課長

治水課長

防災課長

#### 計画的、効率的な河川維持管理に関する取り組みについて

先般、総務大臣より国土交通大臣に対して、「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告がなされ、都道府県及び指定都市における河川の維持管理に関して、「施設の健全度や重要度を考慮した計画的かつ効率的な実施が図られるよう周知徹底すること。」「点検結果等の適切な整備について周知徹底すること。」「長寿命化計画の作成手引き等の作成、長寿命化計画の策定例の提供など必要な支援を行うこと。」等の所見が示されました。

河川の維持管理に関しては、「効果的・効率的な河川維持管理の推進について」（平成 2 3 年 5 月 1 1 日国河環保第 1 号）により、河川砂防技術基準維持管理編等を参考にして河川維持管理計画の作成・充実に努めて頂くなど、効果的・効率的な河川維持管理の推進についてお願いしているところですが、今般の勧告を踏まえ下記に留意の上、計画的な維持管理に努めて頂くようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

1. 計画的かつ効率的な維持管理の実施が図られるよう、河川法第9条又は第10条に基づき都道府県知事又は指定都市の長が管理することとされた区間の河川（以下「都道府県等管理河川」という。）における河川維持管理計画の作成を進めて頂きたいこと。また、作成に当たっては河川砂防技術基準維持管理編、及び同維持管理編に則り作成・公表されている直轄管理河川における河川維持管理計画を参考にできること。

2. 「都道府県等管理河川における河川維持管理状況等に関する調査について」（平成23年5月11日国河環第2-2号）により、都道府県等管理河川における河川維持管理に係る技術基準を充実させていくための取り組みについてご協力をお願いしているところですが、都道府県等管理河川等における維持管理に関する技術的な検討については今後更に推進していくこととしているので、引き続きご協力頂きたいこと。

3. 河川維持管理における点検については、「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領について」（平成24年5月17日国水環第14号-2）、「河川カルテの作成要領について（一部改訂）」（平成24年5月17日国水環第2号-2）、及び「樋門等構造物周辺堤防詳細点検要領について」（平成24年5月17日国水治第24号）を参考送付したところですが、それらも参考にし頂き、点検の適確な実施と点検結果の適切な整備等に努めて頂きたいこと。

また、河川管理施設のうち機械設備の点検・維持管理については、河川砂防技術基準維持管理編あるいは、同基準維持管理編において関連通知等としている「河川用ゲート・ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)について」（平成20年3月21日国総施第270号・国河治保第8号）、「ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討要領について」（平成23年4月1日国総施第5号・国河流第2号）等を参考にし頂きたいこと。

4. 社会資本整備総合交付金の特定構造物改築事業の実施に当たっては、社会資本整備総合計画に長寿命化計画を記載することとしているが、その長寿命化計画は「河川構造物の長寿命化計画の策定について」（平成24年6月6日国技電第12号・国総公第34号・国水環第3号・国水流第3号）により策定される長寿命化計画に準じて作成することが望ましいこと。

5. 災害復旧事業の査定に当たっては、維持管理に関する計画の履行状況の確認が、また社会資本整備総合交付金による特定構造物改築事業の実施に当たっては、

施設毎の長寿命化計画の内容の確認が必要とされる。これらの手続きを円滑に進めていくためにも、河川維持管理計画あるいは施設毎の長寿命化計画の作成を進めて頂きたいこと。それらの計画作成に当たり、「都道府県等管理河川における河川維持管理状況等に関する調査について」（平成23年5月11日国河環保第2-2号）で参加をお願いした「河川維持管理に係る技術会議」を活用して、内容の確認や作成の方法に関する情報共有等を進めて頂きたいこと。また、これらの計画の作成支援等のために常設の相談窓口を北海道開発局、各地方整備局、及び沖縄総合事務局の河川担当部局内に設けたこと。

※参考

1) 勧告内容：総務省HP URL [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/54058.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/54058.html)

2) 本件に関する問い合わせ先

国土交通省

大臣官房 技術調査課 電気通信室

課長補佐 野村一郎 内線22364

総合政策局 公共事業企画調整課 施工安全企画室

課長補佐 木下 豪 内線24943

水管理・国土保全局

河川環境課河川保全企画室 課長補佐 安部宏紀 内線35464

流水管理室 課長補佐 湊上吾郎 内線35492

治水課 課長補佐 一戸欣也 内線35612

防災課 課長補佐 木村秀治 内線35752

## 《参照条文》

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。